

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：航空機製造事業法施行令

規制の名称：航空機製造事業法に係る無人機の規制閾値の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課

評価実施時期：平成31年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

平成26年3月の事前評価時点では無人機の規制閾値について、

- i 我が国の無人機製造技術の実態として、民生用無人機は、航空機製造事業法の規制対象外である総重量100kg未満で製造実績が重ねられてきていること。
- ii 農業の生産性向上の観点から、民生用の農薬散布や種籾散布等のための無人ヘリについても、総重量が100kgを超えるものの開発が構想されていること。
- iii 規制を課す必要の残る高度な航空機制御技術等を要する無人機については、実態としてその総重量が概ね150kg以上であること。

との理由から、無人機の規制閾値を100kgから150kgに見直した。

現在は、5年前に事前評価を行ったときから、農業用途の無人機に限らず、物流、災害用途においても、総重量が100kg以上、150kg未満の無人機が生産されている。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

5年前の事前評価時には、規制を課す必要のある無人機は高度な航空機制御技術等を要する無人機であって、総重量が概ね150kg以上ものとしていたが、仮に当該規制緩和が実施されていなかった場合、無人機製造事業者における国内での事業拡大の断念や輸出機会が失われることになったと考えられる。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

当初の想定どおり、規制の緩和後、メリットのみの発生となっていることから、規制の緩和の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

【事前評価時の測定指標】当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。

【遵守費用】当該規制緩和による遵守費用は発生していない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

当該規制の緩和による影響については、航空機製造事業法の通常の執行業務の中で把握することとしているため、追加的な業務は発生しておらず、新たな費用も発生していない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

メーカーへのヒアリングによると、閾値の見直しにより、100kg以上の機体の製造が行われ、農業用途（無人機を使用した農薬散布）では、薬剤搭載量が増えたため、農薬散布に要する作業時間が削減している。また、農業用途に限らず、観測・測量、物流の用途にも無人機が使用され、事業者における事業の拡大が図られ、更なる用途拡大（物流用途における搭載重量の増加）に向けた新機体の開発が計画されている。

なお、平成26年4月の政令改正以降、150kg以上の無人機の製造又は修理事業の許可及び製造又は修理方法の認可の実績はない。

<航空機製造事業法における無人機の事業許可及び方法認可の件数>

年度	H26	H27	H28	H29	H30
事業許可	0	0	0	0	0
方法認可	0	0	0	0	0

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

企業等における便益を金銭価値化することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

規制の緩和により、副次的・波及的な影響は見られない。また、事前評価時に意図していなかった負の影響についても、航空機製造事業法の執行業務の中で、特段、把握されたものはない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制の緩和に伴い新たな費用は発生していない。また、副次的・波及的な影響や事前評価時に意図していなかった負の影響も生じていないことから、規制緩和による総費用はゼロである。一方、便益については、金銭価値化まで行うことはできなかったが、無人機の製造・修理事業者においては、規制閾値の見直し（100kgから150kg）により、100kg以上の無人機の製造・修理に係る許認可手続が不要になったことから、当該手続にかかったであろう事務コストの削減や事業機会の拡大等の効果があったと考えられる。

以上を踏まえ、規制緩和によって行政・事業者等の費用の発生はゼロである一方、事務コストの削減や事業機会の拡大等の効果が発生していると考えられることから、当該規制緩和を継続することが妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

航空機製造事業法に係る無人機の規制閾値の見直し に係る事前評価書

1. 政策の名称

航空機製造事業法に係る無人機の規制閾値の見直しに係る規制

2. 担当部局

経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課長 飯田 陽一

電話番号：03-3501-1692 e-mail：bukika-pabukome@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成26年2月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

航空機製造事業法は、航空機及び航空機用機器の製造等の事業活動を許可制度の下におくことで過剰投資を排除し、国内の生産体制に秩序を与えること、並びに航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を認可事項とすることにより生産技術の向上を図ることを目的としている。

(2) 規制の内容

事業の許可制と製造・修理方法の認可制の対象となる航空機としては、人が乗って航空の用に供することのできる航空機、回転翼航空機（ヘリコプター）、滑空機（グライダー）、飛行船のほか、航空機製造事業法施行令第1条において、飛行機及び回転翼航空機（ヘリコプター）であって、構造上人が乗ることができないもの（以下「無人機」という。）のうち、総重量（燃料や搭載物を搭載した「最大離陸重量」を指す）100kg以上の無人機を規制対象として定めている。

(3) 規制緩和の必要性

我が国の無人機製造技術の実態として、民生用無人機は、航空機製造事業法の規制対象外である総重量100kg未満で製造実績が重ねられてきており、さらに、農業の生産性向上の観点から、民生用の農薬散布や種籾散布等のための無人ヘリについても、総重量が100kgを超えるものの開発が構想されている。さらに、農林水産省「攻めの農林水産業推進本部」、内閣官房「農林水産業・地域の活力創造本部」や「規制改革ホットライン」において、「無人ヘリコプターの重量規制の緩和」が提起されている。こうした状況を踏まえ、引き続き規制を課す必要の残る高度な航空機制御技術等を要する無人機については、実態としてその総重量が概ね150kg以上であるため、この規制の閾値を150kg以上に改正することとする。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

航空機製造事業法第2条第1項（航空機の定義）、法第2条の2（事業許可）、法第6条及び法第9条

(製造・修理方法の認可)

航空機製造事業法施行令第1条(航空機(無人機)の定義)

(5) 影響を受け得る関係者

本政令の制定により影響を受ける関係者は、以下の3者である。

無人機製造・修理事業者

国民・社会

国の行政機関

5. 想定される代替案

今回の改正は、規制改革要望を受けて、我が国の無人機製造技術の実態を踏まえた規制の見直しを行うものであり、代替案は想定し得ない。

6. 規制の費用

- (1) 無人機製造・修理事業者：特に費用は発生しない。
- (2) 国民・社会：特に費用は発生しない。
- (3) 国の行政機関：特に費用は発生しない。

7. 規制の便益

(1) 無人機製造・修理事業者

- ・無人機製造・修理事業者における行政機関への許認可手続に係る事務コストの軽減
- ・許認可を必要とせずに製造が可能になった無人機について、今まで管理コスト(航空工場検査員等の人件費等の固定費)を加味した損益計算の観点から開発が見送られていた新しい機体の開発が行われる余地が拡大され、国内における事業拡大や輸出機会の増加にもつながる。

(2) 国民・社会

- ・搭載できる農薬等の量が増加することで、農業従事者の農薬散布コストや播種コストの低減効果が見込まれ、我が国における農業生産の競争力強化に繋がる。
- ・新しい機体の開発可能性が拡大することで、新たな事業者の参入や新たな用途の無人機の開発が期待され、例えば、人が容易に立ち入ることができないような場所(天災発生地、海域等)における無人機の利用拡大が期待される。

(3) 国の行政機関

- ・行政機関(許認可の審査業務等を行う部署)において、審査業務等に要するコストが低減するという便益がある。

8. 政策評価の結果

以上の規制緩和に係る費用・便益の分析が示すとおり、航空機製造事業法に係る無人機の規制対象となる総重量の閾値を100kg以上から150kg以上とする今般の政令改正の実施によって、特段の費用が発

生しない一方で、無人機の製造・修理事業者にとっては、事務コストの低減や、販路拡大・競争力強化が期待される。また、その結果、特に農業分野での利用が見込まれ、農林水産業の競争力強化にもつながることから、今回の改正案は妥当であると言える。

9. 有識者の見解その他の関連事項

「無人ヘリコプターの重量規制の緩和」については、規制改革ホットラインにおいて、全国農業協同組合中央会から規制緩和要望が提出され、さらに、農林水産省「攻めの農林水産業推進本部」での規制改革要望及び規制改革会議へ報告されている案件となっている。これらの要望を踏まえ、国内製造事業者等へのヒアリングを実施した上で、本改正案に至った。

10. レビューを行う時期又は条件

今後の無人機製造・修理事業の実態を踏まえつつ、必要があれば、レビューを行うこととする。

11. 備考